

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件について（令和２年３月
30日付け元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第７ 令和８年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件 実施要綱別表19の8(3)から(10)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、１については、実施要綱別表19の８(3)、(7)及び(10)の利子助成対象資金に限り、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年５月１日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第２のⅠに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年５月１日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第２のⅠに定める資金を受ける者を除く。また、<u>２から４までについては、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成６年６月29日付け６農経Ａ第665号農林水産事務次官依命通知）第３の２の(7)の資金、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年５月１日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第２のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年５月１日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第２のⅡに定める資金、農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和５年３月31日付け４経営第3160号農林水産事務次官依命通知）第２の(1)のエからキまでに定める資金及び農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和５年３月31日付け府沖振第65号内閣府沖縄振興局長通知）第２の(1)のエからキまでに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年５月１日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第２の１の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を受ける者を除く。</u> １～３ （略） <u>４ 令和８年熊本地震</u> <u>(1) 当該災害により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、その主要な事業用資産について、当該災害の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けたもの</u> <u>(2) 資金（設備資金を除く。）を必要とする農業者等であって、その生産物（その加工品を含む。）について、当該災害の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね５割以上依存していること又は概ね２割以上依存し次のいずれかの要件を満たすことの確認を融資機関から受けたもの</u> <u>ア 対象資金の借入れの申込みまでの２か月の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が当該災害前の直近年同期に比して３割以上減少していること又は経営費が３割以上上昇していること。</u>	第７ 令和８年度措置に係る被災農業者追加支援対策（災害関連資金）の利子助成対象要件 実施要綱別表19の8(3)から(10)までの農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、１については、実施要綱別表19の８(3)、(7)及び(10)の利子助成対象資金に限り、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年５月１日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第２のⅠに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年５月１日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第２のⅠに定める資金を受ける者を除く。また、<u>２及び３については、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成６年６月29日付け６農経Ａ第665号農林水産事務次官依命通知）第３の２の(7)の資金、経営体育成強化資金実施要綱（平成13年５月１日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第２のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年５月１日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第２のⅡに定める資金、農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和５年３月31日付け４経営第3160号農林水産事務次官依命通知）第２の(1)のエからキまでに定める資金及び農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和５年３月31日付け府沖振第65号内閣府沖縄振興局長通知）第２の(1)のエからキまでに定める資金並びに農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年５月１日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第２の１の(2)に定める農業経営負担軽減支援資金を受ける者を除く。</u> １～３ （略） （新設）

<u>イ 当該災害後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が当該災害前の直近年に比して１割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が１割以上上昇すると見込まれること。</u> <u>なお、依存の程度、売上額、受注額又は生産量等の確認は、融資機関が融資審査において行うものとする。</u>	
---	--

附 則

この通知は、令和８年８月７日から施行し、令和８年７月28日から適用する。